

# 広島市報

定期第1016号  
平成27年2月2日

発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 条 例

- 広島市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例(第59号)..... 8
- 広島市子ども療育センター条例の一部を改正する条例(第60号).....10
- 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第61号).....10
- 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例(第62号).....11
- 広島市食品衛生措置基準条例の一部を改正する条例(第63号).....12
- 広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例(第64号).....13
- 広島圏都市計画(広島平和記念都市建設計画)地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(第65号).....14
- 広島市立学校条例の一部を改正する条例(第66号).....14
- 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例(第67号).....14
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第68号).....14
- 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(第69号).....15

### 規 則

- 広島市事務組織規則の一部を改正する規則(第89号).....38
- 広島市食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(第90号).....38
- 広島市保育の実施に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(第91号).....38
- 広島市自転車等駐車場条例施行規則及び広島市市営駐車場条例施行規則の一部を改正する規則(第92号).....39
- 広島市建築基準法施行細則及び広島市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則(第93号).....39
- 広島市事務組織規則の一部を改正する規則(第94号).....40

- 広島市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部を改正する規則(第95号).....40
- 一般職の職員の給与に関する条例施行規則等の一部を改正する規則(第96号).....40
- 技能業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(第97号).....41
- 広島市採石法施行細則(第98号).....45

### 告 示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定.....46
- 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画.....46
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定.....46
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....47
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....47
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....47
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....47
- 通知カード・個人番号カード関連事務の委任.....48
- 町及び字の区域変更 2件.....48
- 市営駐車場の廃止並びに一部廃止.....54
- 自転車等の所有権の取得.....54
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 2件.....54
- 開発行為に関する工事の完了.....55
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出 3件.....55
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人

等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の廃止.....57	指定管理者の指定.....64
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....57	○広島市市営駐車場（中央駐車場）の指定管理者の指定.....64
○市道の路線廃止.....58	○広島市市営駐車場（西新天地駐車場）の指定管理者の指定.....64
○市道の路線認定.....58	○路上駐車場の休止.....64
○道路の区域決定.....59	○介護保険法による指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止.....64
○道路の供用開始.....60	○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための施術者の指定.....65
○公共下水道の供用開始.....60	○広島市中小企業会館の指定管理者の指定.....65
○公共下水道及び流域下水道の終末処理場の処理開始.....61	○広島市民農園の指定管理者の指定.....65
○農業集落排水処理施設の供用開始.....61	○竜王公園の指定管理者の指定.....65
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止.....61	○草津公園の指定管理者の指定.....66
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止.....61	○西部埋立第五公園の指定管理者の指定.....66
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療扶助のための医療を担当する機関の指定.....62	○寺迫公園の指定管理者の指定.....66
○字の区域変更.....62	○可部運動公園の指定管理者の指定.....66
○出納員の事務の一部委任.....62	○瀬野川公園の指定管理者の指定.....66
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護扶助のための介護を担当する機関の指定.....62	○佐伯運動公園の指定管理者の指定.....66
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業の廃止.....63	○土地区画整理法による広島市沼田町伴土地区画整理組合の事業計画の変更の認可.....67
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の事業所等の変更.....63	○自転車等の所有権の取得.....67
○広島市市営住宅及び広島市市営住宅等附設駐車場の指定管理者の指定.....63	○大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の届出事項の変更の届出.....67
○広島市市営駐車場（路上駐車場等）の指定管理者の指定.....63	○広島国際会議場の指定管理者の指定.....68
○広島市市営駐車場（基町駐車場）の指定管理者の指定.....64	○広島市まちづくり市民交流プラザの指定管理者の指定.....68
○広島市市営駐車場（西広島駅南駐車場）の	○広島市文化創造センター及び広島市中区民文化センターの指定管理者の指定.....68
	○広島市東区民文化センターの指定管理者の指定.....68
	○広島市南区民文化センターの指定管理者の指定.....68
	○広島市西区民文化センターの指定管理者の指定.....68
	○広島市安佐南区民文化センターの指定管理者の指定.....69
	○広島市安佐北区民文化センターの指定管理者の指定.....69
	○広島市安芸区民文化センターの指定管理者の指定.....69
	○広島市佐伯区民文化センターの指定管理者の指定.....69
	○広島市文化交流会館指定管理者の指定.....69
	○広島市中区スポーツセンター、広島市中央庭球場、広島市中央バレーボール場及び広島市吉島体育館の指定管理者の指定.....69

- 広島市総合屋内プール，広島市東区スポーツセンター，広島市戸坂庭球場及び広島市戸坂運動広場の指定管理者の指定.....70
- 広島市南区スポーツセンターの指定管理者の指定.....70
- 広島市西区スポーツセンター，広島市南観音庭球場及び広島市南観音運動広場の指定管理者の指定.....70
- 広島市安佐南区スポーツセンター，広島市沼田庭球場，広島市祇園運動広場及び広島市沼田運動広場の指定管理者の指定.....70
- 広島市安佐北区スポーツセンター及び広島市高陽体育館の指定管理者の指定.....70
- 広島市安芸区スポーツセンターの指定管理者の指定.....71
- 広島市佐伯区スポーツセンター，広島市湯来庭球場，広島市湯来南庭球場，広島市上河内庭球場，広島市下河内庭球場，広島市新宮苑庭球場，広島市湯来運動広場，広島市湯来南運動広場，広島市上河内運動広場，広島市下河内運動広場及び広島市河内体育館の指定管理者の指定.....71
- 広島市クアハウス湯の山の指定管理者の指定.....71
- 広島市映像文化ライブラリーの指定管理者の指定.....71
- 市営店舗の使用料の変更.....71
- 市営住宅等附設駐車場の使用料.....72
- 吉島住宅の平成27年1月から同年3月までの家賃.....72
- 市営住宅の家賃の変更.....75
- 出納員の事務の一部委任 3件.....77
- 放置自転車等の撤去（中区）.....77
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....77
- 放置自転車等の撤去（中区） 10件.....77
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....78
- 放置自転車等の撤去（中区） 2件.....78
- 長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....79
- 放置自転車等の撤去（中区）.....79
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（中区）.....79
- 道路の区域変更（中区）.....79
- 道路の供用開始（中区）.....79
- 放置自転車等の撤去（中区）.....79
- 長期間駐車されていた自転車の移動（中区）.....79
- 住居表示実施区域内の街区の区域設定（中区）.....79

- 不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体の認可（東区）.....80
- 放置自転車等の撤去（東区） 4件.....80
- 路線名等を定める法定外公共物の廃止（東区）.....80
- 放置自転車等の撤去（東区） 2件.....80
- 放置自転車等の撤去（南区） 3件.....81
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....81
- 放置自転車等の撤去（南区）.....81
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....81
- 放置自転車等の撤去（南区） 2件.....81
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....81
- 放置自転車等の撤去（南区）.....81
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....82
- 放置自転車等の撤去（南区）.....82
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（南区）.....82
- 放置自転車等の撤去（南区）.....82
- 建築基準法による道路の位置の指定（南区）.....82
- 放置自転車等の撤去（西区） 2件.....82
- 長期間駐車されていた自転車の移動（西区）.....82
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等の認定の取り消し（西区）.....82
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定（西区）.....83
- 放置自転車等の撤去（西区） 3件.....83
- 長期間駐車されていた自転車の移動（西区）.....83
- 放置自転車の撤去（西区） 2件.....83
- 路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止（西区）.....83
- 放置自転車等の撤去（西区） 2件.....84
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区）.....84
- 道路の区域変更（安佐南区）.....84
- 道路の供用開始（安佐南区）.....84
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....84
- 建築基準法による道路の位置の指定（安佐南区） 3件.....84
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安佐南区）.....85
- 道路の区域変更（安佐北区）.....85
- 道路の供用開始（安佐北区）.....85
- 放置自転車等の撤去（安佐北区）.....85
- 長期間駐車されていた自転車等の移動（安



佐北区).....85

○道路の区域変更(安佐北区).....85

○道路の供用開始(安佐北区).....86

○路線名等を定める法定外公共物の指定(安芸区).....86

○路線名等を定める法定外公共物の指定の変更(安芸区).....86

○路線名等を定める法定外公共物の指定の廃止(安芸区).....86

○放置自転車の撤去(安芸区).....87

○長期間駐車されていた車両の移動(安芸区).....87

○建築基準法による道路の位置の指定(安芸区) 2件.....87

○放置自転車等の撤去(佐伯区).....87

○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....87

○道路の区域変更(佐伯区).....87

○道路の供用開始(佐伯区).....88

○放置自転車等の撤去(佐伯区) 4件.....88

○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....88

○放置自転車等の撤去(佐伯区).....88

○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....88

○放置自転車等の撤去(佐伯区).....88

○長期間駐車されていた自転車等の移動(佐伯区).....89

○不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体の認可(佐伯区).....89

○放置自転車等の撤去(佐伯区).....89

○道路の区域変更(佐伯区).....89

○道路の供用開始(佐伯区).....89

**区 告 示**

○通知カード・個人番号カード関連事務の委任(中区).....89

○通知カード・個人番号カード関連事務の委任(東区).....90

○通知カード・個人番号カード関連事務の委任(南区).....90

○通知カード・個人番号カード関連事務の委任(西区).....90

○通知カード・個人番号カード関連事務の委任(安佐南区).....90

○通知カード・個人番号カード関連事務の委任(安佐北区).....90

○通知カード・個人番号カード関連事務の委任(安芸区).....91

○通知カード・個人番号カード関連事務の委任(佐伯区).....91

**選 管 告 示**

- 平成26年12月1日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....91
- 平成26年12月2日現在における地方自治法及び市町村の合併の特例に関する法律による各種直接請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律による委員の解職請求をするに必要な選挙人の数.....91

**区 選 管 告 示**

- 平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置(中区).....92
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置(中区).....92
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置(中区).....92
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定(中区).....92
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(中区).....92
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(中区).....93
- 平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(中区).....93
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時(中区).....93
- 平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任(中区).....93
- 平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時(中区).....93
- 平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ

<p>を行う場所及び日時（中区）.....93</p> <p>○平成26年12月14日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所（中区）.....93</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場 の設置（東区）.....94</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置（東区）.....94</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置（東区）.....94</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙において、在外選挙人名簿に登録さ れている選挙人が投票を行う期日前投票所 の指定（東区）.....94</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任（東区）.....94</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任（東区）.....94</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における投票記載所の候 補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく じを行う場所及び日時（東区）.....94</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時（東区）.....94</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任（東区）.....95</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候 補者から届出のあった開票立会人となるべ き者が10人を超えるときのくじ又は同一 の政党その他の政治団体に属する候補者の 届出に係るものが3人以上あるときのくじ を行う場所及び日時（東区）.....95</p> <p>○開票立会人となるべき者のくじを行う場所 及び日時を定めることについて（東区）.....95</p> <p>○最高裁判所裁判官の氏名等の掲示を行う場 所を定めることについて（東区）.....95</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙等における広島市東区温品第二投票 区投票所の投票管理者及び牛田第一投票区 投票所の投票管理者を新たに選任する（東 区）.....95</p> <p>○平成26年12月14日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置（南区）.....95</p>	<p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置（南区）.....95</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置（南区）.....96</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙において、在外選挙人名簿に登録さ れている選挙人が投票を行う期日前投票所 の指定（南区）.....96</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の開閉時刻の繰り上 げ（南区）.....96</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における投票区の投票管理者及びそ の職務を代理すべき者の選任（南区）.....96</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の投票管理者 及びその職務を代理すべき者の選任（南区）.....96</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における投票記載所の候 補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく じを行う場所及び日時（南区）.....96</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における開票の場所及び日時（南区）.....96</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における開票管理者及びその職務を 代理すべき者の選任（南区）.....97</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選 挙区選出議員選挙における開票に関し、候 補者から届出のあった開票立会人となるべ き者が10人を超えるときのくじ又は同一 の政党その他の政治団体に属する候補者の 届出に係るものが3人以上あるときのくじ を行う場所及び日時（南区）.....97</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院比例 代表選出議員選挙における開票に関し、名 簿届出政党等から届出のあった開票立会人 となるべき者が10人を超えるときのくじ を行う場所及び日時（南区）.....97</p> <p>○平成26年12月14日執行の最高裁判所 裁判官国民審査における審査に付される裁 判官の氏名等の掲示を行う場所（南区）.....97</p> <p>○平成26年12月14日執行予定の衆議院 小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲 示場の設置（西区）.....97</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における投票所の設置（西区）.....97</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員 総選挙における期日前投票所の設置（西区）.....97</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員</p>
---	--

<p>総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（西区）.....97</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....98</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....98</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（西区）.....98</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（西区）.....98</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（西区）.....98</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（西区）.....98</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（西区）.....98</p> <p>○平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（西区）.....99</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の職務を代理する者の辞任に伴い新たに選任（西区）.....99</p> <p>○平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐南区）.....99</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安佐南区）.....99</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（安佐南区）.....99</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（安佐南区）.....99</p>	<p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....99</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....100</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....100</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（安佐南区）.....100</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐南区）.....100</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....100</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（安佐南区）.....100</p> <p>○平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（安佐南区）.....100</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者の辞任に伴う選任（安佐南区）.....101</p> <p>○広島市祇園町外二ヶ町土地改良区総代総選挙の期日等（安佐南区）.....101</p> <p>○土地改良法施行令による広島市祇園町外二ヶ町土地改良区の総代総選挙に用いる投票用紙（安佐南区）.....101</p> <p>○平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（安佐北区）.....101</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安佐北区）.....101</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（安佐北区）.....101</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員</p>
--	---



<p>総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（安佐北区）.....101</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....102</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安佐北区）.....102</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（安佐北区）.....102</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....102</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安佐北区）.....102</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（安佐北区）.....102</p> <p>○平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（安佐北区）.....102</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安佐北区）.....103</p> <p>○平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（安芸区）.....103</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所の設置（安芸区）.....103</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（安芸区）.....103</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（安芸区）.....103</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票区の投票管理者及びそ</p>	<p>の職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....103</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....103</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における投票記載所の候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（安芸区）.....103</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票の場所及び日時（安芸区）.....104</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任（安芸区）.....104</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における開票に関し、候補者から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじ又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係るものが3人以上あるときのくじを行う場所及び日時（安芸区）.....104</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における開票に関し、名簿届出政党等から届出のあった開票立会人となるべき者が10人を超えるときのくじを行う場所及び日時（安芸区）.....104</p> <p>○平成26年12月14日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査に付される裁判官の氏名等の掲示を行う場所（安芸区）.....104</p> <p>○安芸区投票区の設置の告示中表の一部変更（安芸区）.....104</p> <p>○平成26年12月14日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置（佐伯区）.....104</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員104総選挙における投票所の設置（佐伯区）.....105</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における期日前投票所の設置（佐伯区）.....105</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙において、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所の指定（佐伯区）.....105</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における投票所を閉じる時刻の繰り上げ（佐伯区）.....105</p> <p>○平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙における、投票管理者及びその職務</p>
--	---

を代理すべき者の選任（佐伯区）.....105

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における期日前投票所の投票管理者  
及びその職務を代理すべき者の選任（佐伯  
区）.....105

○平成26年12月14日執行の衆議院小選  
挙区選出議員選挙における投票記載所の候  
補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるく  
じを行う場所及び日時（佐伯区）.....105

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における開票の場所及び日時（佐伯  
区）.....106

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における開票管理者及びその職務を  
代理すべき者の選任（佐伯区）.....106

○平成26年12月14日執行の衆議院小選  
挙区選出議員選挙における開票に関し、候  
補者から届出のあった開票立会人となるべ  
き者が10人を超えるときは同一  
の政党その他の政治団体に属する候補者の  
届出に係るものが3人以上あるときのくじ  
を行う場所及び日時（佐伯区）.....106

○平成26年12月14日執行の衆議院比例  
代表選出議員選挙における開票に関し、名  
簿届出政党等から届出のあった開票立会人  
となるべき者が10人を超えるときは同一  
の政党その他の政治団体に属する候補者の  
届出に係るものが3人以上あるときのくじ  
を行う場所及び日時（佐伯区）.....106

○平成26年12月14日執行の最高裁判所  
裁判官国民審査における審査に付される裁  
判官の氏名等の掲示を行う場所（佐伯区）.....106

**区選管委員長告示**

○平成26年12月14日執行予定の衆議院  
議員総選挙における不在者投票の投票記載  
場所（中区）.....106

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
（東区）.....106

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
（東区）.....107

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
（南区）.....107

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
（西区）.....107

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
（安佐南区）.....107

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
（安佐北区）.....107

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査にお  
ける不在者投票の投票記載場所（安芸区）.....107

○平成26年12月14日執行の衆議院議員  
総選挙における不在者投票の投票記載場所  
（佐伯区）.....107

**教委規則**

○広島市立小学校及び中学校通学区域に関す  
る規則の一部を改正する規則（第9号）.....108

**教委告示**

○選挙に係る個人演説会等の開催のために必  
要な設備の程度、個人演説会等の施設の使  
用のために候補者等が納付すべき費用額.....108

○広島市教育委員会議（定例会）の開催.....108

○平成26年12月18日付け広島市教育委  
員会告示第17号で告示した広島市教育委  
員会議（定例会）の議題の追加.....108

○広島市国際青年会館の指定管理者の指定.....108

**水道局規程**

○広島市水道局事務分掌規程等の一部を改正  
する規程（第16号）.....109

○広島市水道局職員の給与に関する規程等  
の一部を改正する規程（第17号）.....109

**監査公表**

○包括外部監査の結果（指摘事項）に対する  
措置事項及び監査の意見に対する対応結果  
の公表.....113

**条 例**

**広島市条例第59号**

平成26年12月19日

広島市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

**広島市区の設置等に関する条例等の一部を改正する条例**

（広島市区の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 広島市区の設置等に関する条例（昭和54年広島市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項の表安佐南区役所沼田出張所の項中「広島市安佐南区沼田町大字伴6301番地の1」を「広島市安佐南区伴東四丁目18番6号」に改め、「伴東一丁目」の右に「伴東二丁目、伴東三丁目、伴東四丁目、伴東五丁目」を、「伴東六



丁目」の右に「伴東七丁目」を、「伴東八丁目」の右に「伴東町、伴中央一丁目、伴中央二丁目、伴中央三丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央六丁目、伴中央七丁目」を、「伴西三丁目」の右に「伴西四丁目、伴西五丁目、伴西六丁目、伴西町」を、「伴南五丁目」の右に「伴北四丁目、伴北五丁目、伴北六丁目」を、「伴北七丁目」の右に「伴北町」を、「大塚東一丁目」の右に「大塚東二丁目」を、「大塚東三丁目」の右に「大塚東町、大塚西一丁目、大塚西二丁目」を、「大塚西七丁目」の右に「大塚西町」を加える。

別表安佐南区の項中「伴東一丁目」の右に「伴東二丁目、伴東三丁目、伴東四丁目、伴東五丁目」を、「伴東六丁目」の右に「伴東七丁目」を、「伴東八丁目」の右に「伴東町、伴中央一丁目、伴中央二丁目、伴中央三丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央六丁目、伴中央七丁目」を、「伴西三丁目」の右に「伴西四丁目、伴西五丁目、伴西六丁目、伴西町」を、「伴南五丁目」の右に「伴北四丁目、伴北五丁目、伴北六丁目」を、「伴北七丁目」の右に「伴北町」を、「大塚東一丁目」の右に「大塚東二丁目」を、「大塚東三丁目」の右に「大塚東町、大塚西一丁目、大塚西二丁目」を、「大塚西七丁目」の右に「大塚西町」を加える。

(広島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の一部改正)

第2条 広島市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例(平成13年広島市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3選挙区の項中「伴東一丁目」の右に「伴東二丁目、伴東三丁目、伴東四丁目、伴東五丁目」を、「伴東六丁目」の右に「伴東七丁目」を、「伴東八丁目」の右に「伴東町、伴中央一丁目、伴中央二丁目、伴中央三丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央六丁目、伴中央七丁目」を、「伴西三丁目」の右に「伴西四丁目、伴西五丁目、伴西六丁目、伴西町」を、「伴南五丁目」の右に「伴北四丁目、伴北五丁目、伴北六丁目」を、「伴北七丁目」の右に「伴北町」を、「大塚東一丁目」の右に「大塚東二丁目」を、「大塚東三丁目」の右に「大塚東町、大塚西一丁目、大塚西二丁目」を、「大塚西七丁目」の右に「大塚西町」を加える。

(広島市スポーツセンター条例の一部改正)

第3条 広島市スポーツセンター条例(昭和55年広島市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市安佐南区スポーツセンターの項中「広島市安佐南区沼田町大字伴4720番地の1」を「広島市安佐南区伴東三丁目13番16号」に改める。

(広島市運動場条例の一部改正)

第4条 広島市運動場条例(昭和26年6月18日広島市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表庭球場の項及び運動広場の項中「広島市安佐南区沼田町大字伴3987番地の1」を「広島市安佐南区伴北四丁目3987番地の1」に改め、同表近隣運動広場の項中「広島市安佐南区沼田町大字伴2922番地の1」を「広島市

安佐南区伴北五丁目2922番地の1」に改める。

(広島市市営プール条例の一部改正)

第5条 広島市市営プール条例(昭和46年広島市条例第65号)の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市市営椎原児童プールの項中「広島市安佐南区沼田町大字伴2922番地の4」を「広島市安佐南区伴北五丁目2922番地の4」に改める。

(広島市老人いこいの家条例の一部改正)

第6条 広島市老人いこいの家条例(昭和48年広島市条例第100号)の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市沼田老人いこいの家の項中「広島市安佐南区沼田町大字伴5715番地」を「広島市安佐南区伴東七丁目64番7号」に改める。

(広島市保育園条例の一部改正)

第7条 広島市保育園条例(昭和23年10月4日広島市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表沼田保育園の項中「広島市安佐南区沼田町大字伴」を「広島市安佐南区伴東七丁目」に改める。

(広島市児童館条例の一部改正)

第8条 広島市児童館条例(昭和40年広島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の表広島市山本児童館の項の次に次のように加える。

広島市伴東児童館	広島市安佐南区伴東七丁目11番1号
広島市伴児童館	広島市安佐南区伴中央一丁目7番2号

第2条の表広島市伴児童館の項及び広島市伴東児童館の項を削る。

(広島市道路占用料徴収条例の一部改正)

第9条 広島市道路占用料徴収条例(昭和49年広島市条例第27号)の一部を次のように改正する。

別表備考の2の(2)中「伴東一丁目」の右に「伴東二丁目、伴東三丁目、伴東四丁目、伴東五丁目」を、「伴東六丁目」の右に「伴東七丁目」を、「伴東八丁目」の右に「伴東町、伴中央一丁目、伴中央二丁目、伴中央三丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央六丁目、伴中央七丁目」を、「伴西三丁目」の右に「伴西四丁目、伴西五丁目、伴西六丁目、伴西町」を、「伴南五丁目」の右に「伴北四丁目、伴北五丁目、伴北六丁目」を、「伴北七丁目」の右に「伴北町」を、「大塚東一丁目」の右に「大塚東二丁目」を、「大塚東三丁目」の右に「大塚東町、大塚西一丁目、大塚西二丁目」を、「大塚西七丁目」の右に「大塚西町」を加える。

(広島市公民館条例の一部改正)

第10条 広島市公民館条例(昭和24年9月8日広島市条例第44号)の一部を次のように改正する。

別表第1広島市祇園西公民館の項の次に次のように加える。

広島市沼田公民館	広島市安佐南区伴東七丁目64番8号
----------	-------------------

別表第1広島市沼田公民館の項を削る。

別表第2大集会室の項中「広島市大塚公民館、広島市沼田公民館」を「広島市沼田公民館、広島市大塚公民館」に改める。

(広島市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第11条 広島市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年広島市条例第61号)の一部を次のように改正する。

別表安佐南区の項中「伴東一丁目」の右に「伴東二丁目、伴東四丁目、伴東五丁目」を、「伴東六丁目」の右に「伴東七丁目」を、「伴東八丁目」の右に「伴中央一丁目、伴中央二丁目、伴中央三丁目、伴中央四丁目、伴中央五丁目、伴中央六丁目、伴中央七丁目」を、「伴西三丁目」の右に「伴西四丁目、伴西五丁目」を、「伴南五丁目」の右に「伴北四丁目、伴北五丁目、伴北六丁目」を、「大塚東一丁目」の右に「大塚東二丁目」を、「大塚東三丁目」の右に「大塚西一丁目、大塚西二丁目」を加え、「及び大塚西七丁目」を「大塚西七丁目、大塚西町及び沼田町大字伴」に改め、「山本町」の右に「伴東三丁目、伴東町、伴西六丁目、伴西町、伴北町、大塚東町」を加え、「大字吉山、大字伴及び大字大塚」を「及び大字吉山」に改める。

附 則

この条例は、平成27年2月2日から施行する。

広島市条例第60号

平成26年12月19日

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市こども療育センター条例の一部を改正する条例

広島市こども療育センター条例(昭和49年広島市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第3号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

広島市条例第61号

平成26年12月19日

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例

広島市国民健康保険条例(昭和34年広島市条例第9号)の一部を次のように改正する。

附則第7条から第14条までを次のように改める。

第7条 平成26年度から平成29年度までの各年度分の保険料の賦課に限り、当該各年度における保険料の賦課額(前条の規定による保険料の減額を受ける場合にあつては、当該減額後の額。以下この項において同じ。)が市民税方式保険料相当額に100分の150を乗じて得た額を超える納付義務者については、当該納付義務者に対して課する保険料の賦課額から、その

超える部分の額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額を控除する。

平成26年度	100分の100
平成27年度	100分の75
平成28年度	100分の50
平成29年度	100分の25

2 前項の市民税方式保険料相当額とは、平成26年度から平成29年度までの各年度分の保険料の算定について、広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成25年広島市条例第45号)による改正前の広島市国民健康保険条例(以下「旧条例」という。)の規定を適用したとした場合に得られる旧条例第6条の2に規定する保険料の賦課額に相当する金額を標準として、市長の定めるところにより算定した額をいう。この場合における旧条例の規定の適用については、旧条例第10条の6の6中「14万円」とあるのは「16万円」と、旧条例第10条の11中「12万円」とあるのは「14万円」と、旧条例第14条第1項第2号中「被保険者(当該世帯主を除く。)」とあるのは「被保険者」と、「特定同一世帯所属者(当該世帯主を除く。)」とあるのは「特定同一世帯所属者」と、同条第3項中「14万円」とあるのは「16万円」と、同条第4項中「12万円」とあるのは「14万円」と、旧条例附則第3条第11項中「14万円」とあるのは「16万円」とする。

3 平成27年度から平成29年度までの各年度における前条第2項の規定により読み替えられた第6条の3、第10条の6の2及び第10条の7の規定の適用については、同項の規定による読替え後の第6条の3中「見込額を合算した額」とあるのは「見込額及び附則第7条第1項の規定により控除する額のうち基礎賦課額に相当する額に係るものの総額の見込額を合算した額」と、当該読替え後の第10条の6の2中「見込額を合算した額」とあるのは「見込額及び附則第7条第1項の規定により控除する額のうち後期高齢者支援金等賦課額に相当する額に係るものの総額の見込額を合算した額」と、当該読替え後の第10条の7中「見込額を合算した額」とあるのは「見込額及び附則第7条第1項の規定により控除する額のうち介護納付金賦課額に相当する額に係るものの総額の見込額を合算した額」とする。

4 広島市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成26年広島市条例第61号)の施行の日前に、平成26年度分の保険料について第21条第1項の規定による減免を受けた者に係る第1項の規定の適用については、当該減免後の金額を同項に規定する保険料の賦課額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第1項の規定による保険料の減額に関し必要な事項は、市長が定める。

第8条から第14条まで 削除

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 改正後の附則第7条の規定は、平成26年度以後の年度分の保険料について適用し、平成25年度分までの保険料について

は、なお従前の例による。

~~~~~  
**広島市条例第62号**

平成26年12月19日

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部を改正する条例**

広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例（平成24年広島市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第54条第1項第2号、第59条第1項第1号」に、「第86条第1項」を「第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）」、第81条第1項及び第2項、第86条第1項」に、「並びに第115条の14第1項及び第2項」を「第115条の14第1項及び第2項、第115条の22第2項第1号（法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）」、第115条の24第1項及び第2項並びに第115条の46第5項」に改める。

第18条第2項中「第11条第2項」を「第15条第2項」に改め、同条を第25条とする。

第17条を第21条とし、同条の次に次の3条を加える。

（指定介護予防支援事業者の指定に係る対象者）

第22条 法第115条の22第2項第1号（法第115条の31において準用する法第70条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則第140条の34の2に規定する者とする。

（指定介護予防支援事業の人員及び運営の基準等）

第23条 法第115条の24第1項及び第2項に規定する条例で定める基準及び員数は、次項に規定するもののほか、指定介護予防支援等基準省令第1条の2及び第2章から第4章までに規定する基準及び員数とする。

2 第2条第4項及び第7項並びに第3条第2項及び第3項の規定は、前項の条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」及び「基準該当居宅介護支援事業者」とあるのは「指定介護予防支援事業者」と、「法第40条第8号の特例居宅介護サービス計画費の支給（基準該当居宅介護支援に係る支給に限る。）」とあるのは「法第52条第7号の介護予防サービス計画費の支給」と、「指定居宅サービス事業者等」とあるのは「指定介護予防サービス事業者等」と、「居宅介護支援台帳」とあるのは「介護予防支援台帳」と、「基準該当居宅介護支援の」とあるのは「指定介護予防支援の」と読み替えるものとする。

（地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準）

第24条 法第115条の46第5項の条例で定める基準は、介

護保険法施行規則第140条の66に規定する基準とする。

第16条を第20条とし、第12条から第15条までを4条ずつ繰り下げる。

第11条第3項中「第8条第2項」を「第10条第2項」に改め、同条を第15条とする。

第10条を第14条とし、第9条を第11条とし、同条の次に次の2条を加える。

（指定居宅介護支援事業者の指定に係る対象者）

第12条 法第79条第2項第1号（法第79条の2第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、介護保険法施行規則第132条の3の2に規定する者とする。

（指定居宅介護支援事業の人員及び運営の基準等）

第13条 法第81条第1項及び第2項に規定する条例で定める員数及び基準は、次項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等基準省令第1条の2、第2章及び第3章に規定する員数及び基準とする。

2 第2条第4項及び第7項並びに第3条第2項及び第3項の規定は、前項に規定する条例で定める基準について準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」及び「基準該当居宅介護支援事業者」とあるのは「指定居宅介護支援事業者」と、「法第40条第8号の特例居宅介護サービス計画費の支給（基準該当居宅介護支援に係る支給に限る。）」とあるのは「法第40条第7号の居宅介護サービス計画費の支給」と、「基準該当居宅介護支援の」とあるのは「指定居宅介護支援の」と読み替えるものとする。

第8条を第10条とし、第4条から第7条までを2条ずつ繰り下げる。

第3条第2項中「前条第2項」を「第2条第2項」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

（基準該当介護予防支援事業の人員及び運営の基準等）

第5条 法第59条第1項第1号の条例で定めるものは、次項に規定するもののほか、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準省令」という。）第32条に規定する基準及び員数とする。

2 第2条第4項及び第7項並びに第3条第2項及び第3項の規定は、前項の条例で定めるものについて準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」及び「基準該当居宅介護支援事業者」とあるのは「基準該当介護予防支援事業者」と、「法第40条第8号の特例居宅介護サービス計画費の支給（基準該当居宅介護支援）」とあるのは「法第52条第8号の特例介護予防サービス計画費の支給（基準該当介護予防支援）」と、「指定居宅サービス事業者等」とあるのは「指定介護予防サービス事業者等」と、「居宅介護支援台帳」とあるのは「介護予防支援台帳」と、「基準該当居宅介護支援の」とあるのは「基準該当介護予防支援の」と読み替えるものとする。

第2条の次に次の1条を加える。



(基準該当居宅介護支援事業の人員及び運営の基準等)

第3条 法第47条第1項第1号の条例で定めるものは、次項から第4項までに規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準省令」という。)第30条に規定する員数及び基準とする。

2 基準該当居宅介護支援事業者は、その運営規程に利用者の虐待の防止のための措置に関する事項を定めなければならない。

3 基準該当居宅介護支援事業者は、次に掲げる記録のうち、法第40条第8号の特例居宅介護サービス計画費の支給(基準該当居宅介護支援に係る支給に限る。)の根拠となるものについて、その完結の日から5年間、これを保存しなければならない。

- (1) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録
- (2) 居宅介護支援台帳
- (3) その他基準該当居宅介護支援の提供に関する記録

4 前条第4項及び第7項の規定は、第1項の条例で定めるものについて準用する。この場合において、これらの規定中「基準該当訪問介護事業者等」とあるのは、「基準該当居宅介護支援事業者」と読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項(改正後の第5条第2項、第13条第2項及び第23条第2項において準用する場合を含む。)の規定は、平成28年4月1日から適用する。



広島市条例第63号  
平成26年12月19日

広島市食品衛生措置基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市食品衛生措置基準条例の一部を改正する条例

広島市食品衛生措置基準条例(平成12年広島市条例第39号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の食品衛生措置基準(第2条～第19条)
- 第3章 危害分析・重要管理点方式を用いない場合の食品衛生措置基準(第20条・第21条)

附則

第1章 総則

- 第1条に次の1項を加える。
- 2 前項の基準は、危害分析・重要管理点方式(食品等の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理

の方式をいう。以下同じ。)を用いて食品等の製造、加工等における衛生管理を行う場合は次章に規定する基準とし、危害分析・重要管理点方式を用いないで食品等の製造、加工等における衛生管理を行う場合は第3章に規定する基準とする。

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 危害分析・重要管理点方式を用いる場合の食品衛生措置基準

第2条に次の1号を加える。

- (9) 施設においておう吐があった場合は、直ちに殺菌剤を用いて適切に消毒すること。

第5条を次のように改める。

(班の編成等)

第5条 営業者は、食品等の製造、加工等における衛生管理を実施させるため、食品衛生管理者、第13条第1項の食品衛生責任者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成しなければならない。

2 営業者は、製品についての食品衛生上の安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を作成しなければならない。

3 営業者は、製品の全ての製造、加工等の工程が記載された一覧図を作成しなければならない。

第18条第1項中「汚染防止方法等」を「汚染防止方法、適切な手洗いの方法、健康管理等」に改め、同条を第19条とする。

第17条に次の1項を加え、同条を第18条とする。

2 営業者は、消費者から、製造し、加工し、又は輸入した食品等についての異臭又は異味の発生、異物の混入等に係る苦情であって健康被害につながるおそれがあるものの申出を受けた場合は、速やかに保健所長に報告するものとする。

第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第3項中「第1項」の右に「第2項及び第3項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第2項中「前項の」を「第1項、第2項又は第3項の規定による」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加え、同条を第15条とする。

2 営業者は、第6条第1号の規定による特定、管理措置の検討並びに重要管理点、管理基準、モニタリングの方法及び改善措置の設定に関する記録を作成し、及び保存しなければならない。

3 営業者は、モニタリング、改善措置及び第6条第8号の検証の実施に関する記録を作成し、及び保存しなければならない。

4 モニタリングの実施に関する記録には、モニタリングを実施した担当者及び責任者が署名しなければならない。

第13条を第14条とし、第9条から第12条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条第3号中「第12条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第5号中「用いさせるとともに、」を「用いさせ、並びに」に、「着用させること」を「着用させるとともに、これらを身に着けたまま便所に入らせないこと」に改め、同条第7号中「つめ」を「爪」に、「切らせ」を「切らせるとともに」に、「手指」を「指」に改め、「消毒を」の右に「行わせ、並び

に使い捨て手袋を使用する場合には交換を」を加え、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(食品等の取扱い)

第6条 営業者は、次に掲げる方法により、食品等の安全性を確保する上で重要な危害の原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程を特定し、評価し、及び管理しなければならない。

- (1) 発生するおそれのある食品衛生上の危害の原因となる全ての物質を製造、加工等の工程ごとに記載した一覧表(次号において「危害要因一覧表」という。)を作成し、及び当該物質が人の健康に悪影響を及ぼす可能性、製品の特性等を考慮して各工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。
- (2) 食品衛生上の危害が発生するおそれのある工程ごとに、当該危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置(以下「管理措置」という。)を検討し、危害要因一覧表に記載すること。
- (3) 製造、加工等の工程のうち、管理措置の実施状況を継続的に、又は相当の頻度で確認すること(以下「モニタリング」という。)が必要であるもの(以下「重要管理点」という。)を定めること。ただし、重要管理点を定めることが困難な場合は、その理由を記載した文書を作成し、これを定めないことができる。
- (4) 重要管理点ごとに、食品衛生上の危害の原因となる物質を排除し、又は人の健康を損なうおそれのない程度に低減するための基準(以下「管理基準」という。)を定めること。
- (5) 管理基準の遵守状況を確認し、及び管理基準が遵守されていない製造、加工等の工程を経た製品の出荷を防止するためのモニタリングの方法を定め、製品の特性等に応じた適切な頻度でモニタリングを実施すること。
- (6) 重要管理点ごとに、モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき措置(以下「改善措置」という。)を定め、適切に実施すること。
- (7) 改善措置には、管理基準の不遵守により影響を受けた製品を適切に処理することができるようにするための措置を含むこと。
- (8) 製品の製造、加工等の工程について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、製品の特性等に応じた適切な頻度で検証を行うこと。

本則に次の1章を加える。

第3章 危害分析・重要管理点方式を用いない場合の食品衛生措置基準

(食品等の取扱い)

第20条 食品等の取扱いは、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 原材料、添加物、製品等の仕入れに当たっては、品質、鮮

度、表示等について点検すること。

- (2) 原材料として使用する食品は、適切なものを選択し、当該食品に適した状態及び方法で衛生的に保存すること。
- (3) 冷凍された原材料を解凍する場合は、衛生的な場所で、衛生的な器具、容器及び流水を用いて、衛生的に行い、解凍した原材料の陳列及び保管に当たっては、冷凍食品と区別して取り扱うこと。
- (4) 冷蔵庫又は冷蔵室内では、収蔵物は、相互汚染が生じないように、区画して保存すること。
- (5) 添加物を使用する場合は、正確に計量し、適正に使用すること。
- (6) 食品は、その特性に応じて冷蔵保存する等調理、製造、保管、運搬、配達、販売等の各過程において時間及び温度の管理に十分配慮して衛生的に取り扱うこと。
- (7) 食品等の製造及び加工に当たっては、原材料として使用していないアレルギー物質が製造及び加工の工程において混入しないよう措置を講ずること。
- (8) 原材料及び製品の運搬及び配達に当たっては、露出運搬等を行わないよう衛生的に取り扱うこと。
- (9) 洗剤、殺虫剤、殺菌剤等は、添加物、食品等と区別して保管すること。
- (10) おう吐物等により汚染された可能性のある食品は、適切に廃棄すること。

(準用)

第21条 第2条から第4条まで、第7条から第14条まで、第15条第1項、第5項及び第6項並びに第16条から第19条までの規定は、危害分析・重要管理点方式を用いないで食品等の製造、加工等における衛生管理を行う場合の食品衛生措置基準について準用する。この場合において、第15条第5項中「第1項、第2項又は第3項」とあるのは「第1項」と、同条第6項中「第1項、第2項及び第3項」とあるのは「第1項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

広島市条例第64号

平成26年12月19日

広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井一實

広島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

広島市自転車等駐車場条例(昭和60年広島市条例第36号)の一部を次のように改正する。

別表第1の(1)の表に次のように加える。

|               |          |
|---------------|----------|
| 広島市稲荷町自転車等駐車場 | 広島市南区稲荷町 |
|---------------|----------|

別表第1の(2)の表広島市広島バスセンター西自転車等駐車場の項の前に次のように加える。

|                |                |
|----------------|----------------|
| 広島市新白鳥駅自転車等駐車場 | 広島市中区白鳥北町・西白鳥町 |
|----------------|----------------|

**附 則**

この条例中別表第1の(1)の表の改正規定は平成27年4月1日から、別表第1の(2)の表の改正規定は公布の日から起算して4か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

**広島市条例第65号**

平成26年12月19日

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例**

広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「改築後に」の右に「おいてエレベーターの昇降路の部分（当該エレベーターの設置に付随して設けられる共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分を含む。）」を加え、同項第2号中「増築前における」の右に「エレベーターの昇降路の部分、共同住宅の共用の廊下又は階段の用に供する部分、」を加え、「基準時における自動車車庫等部分、備蓄倉庫部分、蓄電池設置部分、自家発電設備設置部分及び貯水槽設置部分以外の」を「基準時における当該」に改める。

第7条第1項第7号中「共同住宅」を「エレベーターの昇降路の部分又は共同住宅」に、「又は」を「若しくは」に改める。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**広島市条例第66号**

平成26年12月19日

広島市立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**広島市立学校条例の一部を改正する条例**

広島市立学校条例（昭和39年広島市条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の(2)の表広島市立春日野小学校の項の次に次のように加える。

|           |               |
|-----------|---------------|
| 広島市立伴東小学校 | 広島市安佐南区伴東七丁目  |
| 広島市立伴小学校  | 広島市安佐南区伴中央一丁目 |

別表第1の(2)の表広島市立伴小学校の項、広島市立伴東小学校

の項及び広島市立小河内小学校の項を削る。

別表第1の(3)の表広島市立長束中学校の項の次に次のように加える。

|          |               |
|----------|---------------|
| 広島市立伴中学校 | 広島市安佐南区伴中央一丁目 |
|----------|---------------|

別表第1の(3)の表広島市立伴中学校の項を削る。

**附 則**

この条例中別表第1の(2)の表広島市立小河内小学校の項を削る改正規定は平成27年4月1日から、その他の規定は同年2月2日から施行する。

**広島市条例第67号**

平成26年12月25日

市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例**

第1条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年広島市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の40」を「100分の55」に改める。

第2条 市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の55」を「100分の40」に、「100分の170」を「100分の177.5」に、「100分の185」を「100分の192.5」に改める。

**附 則**

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

**広島市条例第68号**

平成26年12月25日

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松井 一 實

**特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第61号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の40」を「100分の55」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の55」を「100分の40」に、



「100分の170」を「100分の177.5」に、  
「100分の185」を「100分の192.5」に改める。

**附 則**

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。



**広島市条例第69号**

平成26年12月25日

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

**一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年3月30日広島市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項第1号中「24万9,100円」を「24万9,800円」に改める。

第19条第2項中「100分の40」を「100分の55」に改め、同条第3項中「100分の40」を「100分の55」に、「100分の25」を「100分の30」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。